

# 特定非営利活動法人 UCHI(うち)

## グループホーム 『うち』

「知的障がいのある人たちのもっとも大きな障がいは、障がいが重いといわれる人も、軽いといわれる人も、「本当の声」をうまく伝えることができないことです。そしてなによりも、「本当の声」を聴いて、その人らしく「生きる」ための本人中心の支援が整備されていないことです。

特に軽度といわれる知的障がいのある人たちは、「一見、障がいがあるように見えず、身の回りのこともでき、受け应えもできる」ので、周囲からは言葉を理解できていると思われてしまい、一見と言動や行動とのギャップによって人間関係や社会との関係がうまくつくることができません。

そのような人たちが、社会の厳しい現実の中を生きるために、地域における本人主体のさまざまな支えが必要です。こうした支えがないと、「生きにくさ」を抱えてストレスが蓄積し、内在化すると二次障害としての精神障がいという形で表面化し、外在化すると社会的トラブル(触法行為)などの形で表面化し、本人や家族では解決できない問題へと進行していくことがあります。

他者や社会との関係においてその障がいが軽くも重くもなるのが、知的障がいのある人の大きな特徴であり、それは支援の難しさでもあります。

『うち』創設の中心メンバーは、これまで、社会福祉法人のグループホーム事業等の施設長として、特に中・軽度といわれる知的障がいのある人の多様なニーズに直面し、地域において、その人らしく「生きる」ための自己決定。支える本人中心のつながりづくりを「関係支援」として長年実践を重ねてきました。

こうした中で、「生きにくさ」を抱える人たちのニーズに対応し、「関係支援」をより発展させていくために、『特定非営利活動法人 UCHI(うち)』を設立して、2014年4月にグループホーム『うち』を開設いたしました。

### 概要

**理念・方針** 障がいのある人の「生きにくさ」という問題を「関係障害」としてとらえ、地域・社会のなかで「関係支援」として解決していくことが、障がいのある人のみならず、すべての人にとっても、その人らしく暮らしやすい地域・社会づくりにつながると考え、社会的事業を展開していく。

**種別** 障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス、共同生活援助(グループホーム)事業  
神奈川県生活ホーム設置運営要綱に基づく、生活ホーム事業

**住居** 茅ヶ崎市内 6 住居、サテライト 3 住居 定員 18 名  
寒川町内 3 住居 定員 11 名

**定員** 29 名

**対象者** 主に知的障害があり、自立(律)生活のために支援が必要な方(15歳以上)

**建物** 住居はすべて賃貸住宅(マンション、アパート、戸建て)

**運営法人** 特定非営利活動法人 UCHI(うち) 〒2530113 高座郡寒川町大曲1-15-3 電話 0467-73-4565

**事務所** 〒2530082 茅ヶ崎市香川 4-48-38 グリーンヒルズ香川 101

電話 0467-38-8727 FAX 0467-38-8728

**役員** 社会福祉法人・NPO法人役員、福祉施設長、大学教員、弁護士、地域住民、手をつなぐ育成会役員、元特別支援学校教員、元県職員、元県社協職員など 11 名

**代表** 理事長 牧野賢一(社会福祉士、精神保健福祉士)

**所長** 川瀬 悅

**職員** 指定基準による職員数(世話人 5:1 + 生活支援員基準数以上)

## 入居者への支援

一人ひとりの人生における「生きにくさ」という「問題」を、「安心と安定」、「移動」、「交流」、「表現」、「自己実現」という視点から全体像をとらえていきます。

### 精神的支援

一人ひとりの人生に目を向け、「心の声を聴く」、「すっぽりと受け止める」、「心を込めて伝える」ということを基本姿勢として、当事者との精神的な共感関係をつくります。

### 問題解決支援

一人ひとりの障がいは、その人やその家族だけの「問題」ではなく、障がいのある人に出会った地域・社会の「課題」として受け止め、その問題解決に向けた、地域・社会への役割が少しずつ生まれ、障がいのある人を包み込むような地域・社会へ広がっていくのかかわりをします。

### 関係支援

一人ひとりに寄り添う「精神的支援」と暮らしと人生の視点からの「問題解決支援」の両輪で、「生きにくさ」という「問題」にかかわります。

## 入居者負担金

**総合支援給付負担金** 障害福祉サービス等支給決定に基づく自己負担金額

**利用実費負担金** 家賃：契約書および重要事項説明書に定められた家賃月額を前納

(日常生活費Ⅰ) 食費：朝食300円、夕食600円の実績合計額を次月に精算

その他：水道光熱水費等として月額10,000円(過不足が生じた場合事後清算)

**その他の負担金** 利用者の希望により提供するサービスに要する費用

(日常生活費Ⅱ) 付き添い等の実費、教養娯楽等の実費、支払代行業者委託等の実費

